

大分県犯罪被害者等支援推進指針  
(仮称)素案

平成27年11月

大 分 県

## 目 次

1	指針策定の趣旨	1
2	指針の期間について	2
3	指針の基本方針	2
4	重点課題	2
5	支援施策の項目及び具体的取組	3
	(1) 損害回復・経済的支援等への取組	4
	(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	6
	(3) 支援等のための体制整備への取組	9
	(4) 県民への理解の増進と配慮・協力の確保への取組	12

## 1 指針策定の趣旨

県民の誰もが犯罪の被害者となる可能性があり、その被害については、直接的な身体的・経済的被害のほか、精神的にも多くの被害を受けるため、犯罪被害者、その家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の視点に立った支援施策を講じることにより、権利利益の保護が図られる社会の実現が必要です。

国においては犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。さらに、平成17年12月には施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定され、平成23年3月に第2次犯罪被害者等基本計画が策定され、平成28年3月に第3次犯罪被害者等基本計画が策定される予定です。

県では、大分県被害者等支援連絡協議会や大分県犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議の設置、市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議の開催などを通して連携・協力体制を構築し、犯罪被害者等への支援対策を進めてきました。

県内の刑法犯認知件数は平成16年以降減少を続けているものの、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件の発生や高齢者を中心とした特殊詐欺被害の多発、また、児童虐待や、性犯罪、配偶者等からの暴力など特に女性や子どもを対象とする犯罪の発生などが社会問題となる中で、犯罪被害者等への多様かつ適切な支援が求められています。

こうしたことから、県では、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けられるよう、また、誰もが安心して暮らすことができるような社会の実現をめざし、「大分県犯罪被害者等支援推進指針(仮称)」を策定し、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進していくこととしました。

## 2 指針の期間

指針の期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 3 基本方針

犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる基本理念（第3条）、犯罪被害者等に対する国民の配慮と協力（第6条）を定めています。

また、第2次犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者等施策の目指すべき方向・視点を示すものを設定しています。

大分県では、これらの基本的方向を反映して、次の4つの基本方針として犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・体系的に推進していきます。

（基本方針）

- （1）犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- （2）支援が犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に行われること
- （3）支援が途切れることなく行われること
- （4）支援策が県民の理解と協力を得ながら展開されること

## 4 重点課題

大分県の現状を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する重点課題として、次の4つを設定します。

- （5）損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行う必要があります。

#### (6) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるよう支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止する必要があります。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保する必要があります。

#### (7) 支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因・犯罪被害者等が置かれている状況等によって極めて多岐にわたっていますが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、支援のための十分な体制整備の必要があります。

#### (8) 県民への理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、県民の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。

### 5 支援施策の項目及び具体的取組

大分県では、犯罪被害者等支援の様々な分野にわたる施策を総合的に機能させていくために、知事部局、警察本部、教育委員会などの関係機関等が相互に連携・協力していきます。

なお、指針の内容については、犯罪被害者等の取り巻く環境の変化に適切に対応するため、必要な見直しを適宜行うものとします。

大分県犯罪被害者等推進指針の重点課題ごとに施策の具体的取組を定め、次のとおり取り組めます。

## (1) 損害回復・経済的支援等への取組

### ア 損害賠償の請求に関する周知等（基本法第12条関係）

施策項目
具体的取組
<b>(ア) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実</b>
・ 損害賠償請求制度等の被害者のための制度に関する情報提供の充実(警察本部広報課)
<b>(イ) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実</b>
・ 大分県弁護士会及び公益財団法人暴力追放大分県民会議と連携した被害回復に対する支援(警察本部組織犯罪対策課)
<b>(ウ) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進</b>
・ 特殊詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の被害認知時における口座凍結のための金融機関への情報提供など、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）に係る金融機関への適切な対応（警察本部生活安全企画課、警察本部生活環境課、警察本部捜査第二課、警察本部組織犯罪対策課） ・ 被害回復分配金の支払手続に関する犯罪被害者への教示の徹底（警察本部生活安全企画課） ・ 特殊詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の検挙と犯罪収益に着目した捜査活動の推進（警察本部生活環境課、警察本部捜査第二課） ・ 消費者行政担当課機関や消費生活センター等関係機関との緊密な連携による被害回復への支援(警察本部生活環境課、県民生活・男女共同参画課)
<b>(エ) 速やかな還付手続等の徹底</b>
・ 古物営業法（昭和24年法律第108号）第27条に基づく自動車、自動二輪車、原動機付自転車及びカーナビゲーションの盗品等に関する情報の盗品売買等防止団体への提供（警察本部生活安全企画課） ・ 盗品捜査の積極的な推進と被害品の回復(警察本部捜査第一課) ・ 古物競りあっせん業者との連携によるインターネット・オークションにおける盗品の流出防止の推進（警察本部生活環境課） ・ 税関との連携による盗難自動車等の輸出阻止対策の推進（警察本部捜査第一課） ・ 運輸支局等との連携による盗難自動車不正登録等の未然防止対策の推進（警察本部地域課、警察本部捜査第一課） ・ 証拠品の適正な保管・管理を通じた被害品の早期還付手続等の実施(警察本部刑事企画課、警察本部捜査第一課、警察本部捜査第二課、警察本部組織犯罪対策課)

### イ 給付金制度の充実等（基本法第13条関係）

施策項目
具体的取組
<b>(ア) 犯罪被害給付金制度の運用改善</b>
・ 犯罪被害給付制度の周知徹底(警察本部広報課) ・ 犯罪被害者に対する犯罪被害給付制度の漏れのない教示（警察本部広報課） ・ 迅速かつ的確な裁定（警察本部広報課）
<b>(イ) 犯罪被害者等の医療費等の負担軽減</b>
・ 性犯罪被害者の医療費の負担軽減（警察本部広報課） ・ 司法解剖後の遺体修復費及び遺体搬送の公費負担（警察本部広報課） ・ 性暴力被害者等の医療費の負担軽減（県民生活・男女共同参画課）
<b>(ウ) 医療保険の円滑な利用</b>
・ 犯罪被害による傷病の保険給付について、国保等の保険者を通じた周知（国保医療室）
<b>(エ) 障がい者である犯罪被害者等への対応</b>
・ 被害者等本人が障がい者である場合の、県税の減免措置等の周知・手続き（税務課） ・ 障がい福祉サービスや制度に関する情報の提供(障害福祉課)

ウ 居住の安定（基本法第16条関係）

施策項目
具体的取組
<p><b>(ア) 公営住宅への優先入居等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等を対象とした県営住宅への優先的入居及び目的外使用許可を実施（公営住宅室）</li> </ul>
<p><b>(イ) 被害直後及び中期的な居住場所の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談所での女性の一時保護（こども子育て支援課）</li> <li>・一時保護施設を退所したDV被害者等の住宅確保に係る費用（敷金・家賃等）を助成（県民生活・女共同参画課）</li> <li>・緊急避難場所の確保に要する経費の公費支出による犯罪被害者等の負担軽減（警察本部広報課、警察本部生活安全企画課）</li> <li>・自宅が犯罪現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費支出による犯罪被害者等の負担軽減（警察本部広報課）</li> </ul>

エ 雇用の安定（基本法第17条関係）

施策項目
具体的取組
<p><b>事業主等の理解の増進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労政相談・情報センターにおいて、犯罪被害者等を含め労働者と事業主との間で生じた労働問題に関し相談に応じるとともに、労働委員会において、個別労働関係紛争のあっせんの実施（労政福祉課）</li> </ul>

## (2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### ア 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係）

施策項目
具体的取組
<b>(ア) PTSD治療可能な医療機関に関する情報提供の推進</b>
・ 犯罪被害者等に心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療ができる医療機関に関する情報の提供（障害福祉課）
<b>(イ) 犯罪被害者等に対する心の相談の対応</b>
・ こころとからだの相談支援センターにおけるこころの健康に関する講演、啓発、相談等の実施（障害福祉課）
<b>(ウ) 高次脳機能障がい者への支援の充実</b>
・ 高次脳機能障がい者支援のための相談支援体制連絡調整委員会を設置し、支援拠点機関（医療機関2カ所）で高次脳機能障がい者への支援・相談を実施。（障害福祉課）
<b>(エ) 性犯罪等被害者に対するカウンセリングの充実</b>
・ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察本部広報課、警察本部捜査第一課）
<b>(オ) 性犯罪等被害者に対する緊急避妊に関する情報提供</b>
・ 所属長会議、職員研修による取り組みの周知（福祉保健企画課） ・ 被害者相談対応に関する保健所への指導（健康対策課） ・ 相談窓口「おおいた妊娠ヘルプセンター」による普及啓発（健康対策課）
<b>(カ) 性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの設置</b>
・ 関係機関との連携強化による性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置（県民生活・男女共同参画課） ・ 性犯罪等被害者支援の拡充（県民生活・男女共同参画課）
<b>(キ) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等</b>
・ 24時間「いつでも子育てほっとライン」等による相談対応（こども子育て支援課）
<b>(ク) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進</b>
・ 少年補導職員による精神的打撃軽減のための支援の実施（警察本部少年課） ・ 部外専門家、関係機関等との連携の推進（警察本部少年課）
<b>(ケ) 里親制度の充実</b>
・ 里親委託推進員の配置、里親の養成・支援等の事業実施（こども子育て支援課）
<b>(コ) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実</b>
・ 市町村児童福祉主管課を通じての学校、教育委員会との連携強化（こども子育て支援課）
<b>(サ) 少年被害者に対する学校における教育相談体制の充実等</b>
・ スクールカウンセラーを活用した学校における教育相談体制の充実（生徒指導推進室） ・ 教員への教育相談対応研修の実施により、相談対応能力の向上（教育人事課・体育保健課）
<b>(シ) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い</b>
・ 犯罪被害者等の受診情報の保護・流出防止について、対象医療機関への周知（医療政策課）



## イ 安全確保の充実（基本法第15条関係）

施策項目
具体的取組
<b>(ア) 警察における再被害防止措置の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の適切な運用（警察本部生活安全企画課）</li> <li>刑事施設等との円滑な連携による再被害防止措置の推進（警察本部刑事企画課）</li> <li>再被害防止措置の把握と実施状況を踏まえた指導の推進（警察本部刑事企画課）</li> <li>再被害防止に向けた関係機関との連携の充実（警察本部少年課、警察本部生活環境課）</li> <li>再被害防止用装備資機材の活用の充実（警察本部刑事企画課）</li> </ul>
<b>(イ) 犯罪被害者に関する情報の保護</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者の氏名に関する適切な報道発表の実施（警察本部広報課、警察本部関係各課）</li> </ul>
<b>(ウ) 配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者保護関係機関ネットワーク連絡会議の開催（こども子育て支援課）</li> <li>配偶者暴力相談支援センターや警察等関係機関の連携強化を図るための「DV関係機関連絡会議」の実施（県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課）</li> <li>民間支援団体に対する、民間シェルター運営費の助成（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<b>(エ) 配偶者等からの暴力被害者の一時保護の実施及び保護体制の強化等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談所での女性の一時保護（こども子育て支援課）</li> <li>DV被害者保護関係機関ネットワーク連絡会議の開催（こども子育て支援課）</li> </ul>
<b>(オ) 保護対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>身辺警戒体制の充実等による保護対策の強化（警察本部組織犯罪対策課）</li> <li>事務所撤去運動等を推進する住民や暴力団等との関係を遮断しようとする事業者等の安全確保の推進（警察本部組織犯罪対策課）</li> <li>暴力団の不当要求に関する事業者に対する援助の措置（警察本部組織犯罪対策課）</li> <li>暴力団の不当要求に関する責任者講習の実施（警察本部組織犯罪対策課）</li> <li>その他企業対象・行政暴力対策の推進（警察本部組織犯罪対策課）</li> </ul>
<b>(カ) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村への要保護児童対策地域協議会設置及び実務者会議開催による情報共有、支援協議等の取り組み（こども子育て支援課）</li> <li>DV被害者自立支援における民間支援団体との連携（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<b>(キ) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村への要保護児童対策地域協議会設置及び実務者会議開催による情報共有、支援協議等の取り組み（こども子育て支援課）</li> <li>児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護の推進（警察本部少年課）</li> <li>援助要請への適切な対応（警察本部広報課、警察本部地域課、警察本部少年課）</li> <li>適切な事件化と被害児童の支援（警察本部少年課、警察本部捜査第一課）</li> </ul>
<b>(ク) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会での事例検証の実施（こども子育て支援課）</li> </ul>

ウ 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）

施策項目
具体的取組
<b>（ア）職員等に対する研修の充実等</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属長・課長会議、福祉保健部職員研修等での犯罪被害者等支援研修の実施（福祉保健企画課）</li><li>・市町村等児童相談関係職員・児童福祉施設基幹的職員研修の実施（こども子育て支援課）</li><li>・県及び市町村等のDV被害者支援に携わる職員を対象とした専門研修の実施（県民生活・男女共同参画課）</li><li>・配偶者暴力相談支援センター相談員を対象にスーパービジョン及びストレスケアの実施（県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課）</li><li>・学校教養、各種研修会等における犯罪被害者・、支援者等の生の声を活用するなどした犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養等の実施（警察本部広報課）</li></ul>
<b>（イ）女性警察官の配置等</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・女性警察官の性犯罪捜査員への指定の更なる推進、性犯罪指導官等による指導の徹底による組織体制の整備及び実務能力の向上（警察本部捜査第一課）</li></ul>
<b>（ウ）犯罪被害者等のための施設等の環境整備及び活用</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・警察における犯罪被害者等のための施設の改善（警察本部広報課、警察本部関係各課）</li></ul>

(3) 支援等のための体制整備への取組

ア 刑事手続への関与の充実等（基本法第18条関係）

施策項目
具体的取組
<b>(ア) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進等（警察本部捜査第一課）</li> <li>・性犯罪捜査用装備資機材の整備・充実（警察本部捜査第一課）</li> <li>・産婦人科医会等とのネットワークの活用（警察本部捜査第一課）</li> </ul>
<b>(イ) 犯罪被害者等に対する刑事手続等に関する情報提供の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（警察本部広報課、警察本部関係各課）</li> <li>・外国人に対する犯罪被害者支援策についての情報提供と外国語版の「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（警察本部広報課、警察本部関係各課）</li> <li>・性犯罪被害者用の「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（警察本部広報課、警察本部関係各課）</li> <li>・現場配布用リーフレットの配布・適切な説明の実施（警察本部交通指導課）</li> <li>・検視及び司法解剖に関するパンフレットの配布・適切な説明の実施（警察本部捜査第一課）</li> </ul>
<b>(ウ) 捜査に関する適切な情報提供等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者の要望を踏まえた被害者連絡の実施（警察本部刑事企画課、警察本部関係各課）</li> </ul>
<b>(エ) 交通事故事件捜査の体制強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故事件捜査統括官等の運用（警察本部交通指導課）</li> <li>・被害者連絡調整官等の運用（警察本部交通指導課）</li> <li>・交通事故自動記録装置及びドライブレコーダー等の活用（警察本部交通指導課）</li> <li>・簡略化した捜査書類の的確な運用による交通事故被害者の負担軽減（警察本部交通指導課）</li> </ul>

イ 相談及び情報提供の充実強化（基本法第11条関係）

施策項目
具体的取組
<b>(ア) 市町村における総合的対応窓口の体制の強化等の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の支援のための市町村における総合的対応窓口の体制の強化や犯罪被害者等の支援のための施策の促進（県民生活・男女共同参画課）</li> <li>・「犯罪被害者等支援ハンドブック」の作成及び市町村窓口への配布（県民生活・男女共同参画課）</li> <li>・市町村における性犯罪等被害者支援の取組の促進（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<b>(イ) 医療機関における性犯罪被害者への対応の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護師等の医療関係者を対象に、性犯罪・性暴力被害者支援の研修の実施（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<b>(ウ) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーを活用した学校における性犯罪被害の教育相談体制の充実（生徒指導推進室）</li> <li>・「性に関する指導の手引」を作成・活用（体育保健課）</li> </ul>
<b>(エ) 性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの設置</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携強化による性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<b>(オ) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援（警察本部広報課）</li> <li>・特定非営利活動法人全国被害者ネットワークに対する協力（警察本部広報課）</li> <li>・被害者支援団体の活動の促進のための研修の推進（警察本部広報課）</li> </ul>

<p><b>(カ) 警察と関係機関・団体との連携の強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実（警察本部広報課）</li> <li>・独立行政法人自動車事故対策機構の行う「交通遺児等貸付」に対する協力の実施（警察本部交通企画課）</li> <li>・自助グループの紹介等（警察本部広報課）</li> </ul>
<p><b>(キ) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携強化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者による講演及び具体的事例に基づく実践的シミュレーション訓練等の実施による被害者支援連絡協議会の活性化の推進（警察本部広報課）</li> </ul>
<p><b>(ク) 犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議の設置及び内部連携の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議開催による施策推進の連携強化、情報の共有化の促進・強化（県民生活・男女共同参画課）</li> <li>・犯罪被害者等支援施策推進指針等の策定（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<p><b>(ケ) 警察における相談体制の充実等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性相談交番」等の相談窓口や「性犯罪被害110番」「匿名通報ダイヤル」等電話相談による相談活動の充実及び関係機関・団体に関する情報提供と確実な引継ぎ（警察本部広報課、警察本部地域課、警察本部少年課、警察本部捜査第一課、警察本部組織犯罪対策課）</li> </ul>
<p><b>(コ) 指定被害者支援要員制度の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定被害者支援要員制度の適正かつ効果的な活用及び支援要員の適切な運用（警察本部広報課）</li> </ul>
<p><b>(サ) ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー・DV事案被害者に対する関係機関等と連携した安全確保の推進（警察本部生活安全企画課）</li> <li>・「配偶者暴力相談支援センター」（婦人相談所、消費生活・男女共同参画プラザ）での相談、一時保護、被害者の自立のための就業促進、住宅の確保等に関する情報提供の実施（こども子育て支援課、県民生活・男女共同参画課）</li> <li>・障害者や高齢者が被害者となった場合の市町村等と連携・協力（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<p><b>(シ) 告訴・告発、被害届等の適切な受理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・告訴・告発又は被害届の適切な受理（警察本部刑事企画課、警察本部関係各課）</li> <li>・被害者等の相談に適切に応じるとともに、被害者支援団体等を紹介するなどの適切な対応（警察本部関係各課）</li> </ul>
<p><b>(ス) 教育委員会及び学校における相談体制の充実等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの効果的な配置など学校における教育相談体制の充実（生徒指導推進室）</li> <li>・教員への教育相談対応研修の実施による相談対応能力の向上（教育人事課・体育保健課）</li> </ul>
<p><b>(セ) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への情報提供（医療政策課）</li> <li>・障害福祉サービス利用のための制度の周知（障害福祉課）</li> </ul>
<p><b>(ソ) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害申告の促進を図るための積極的な広報等の推進（警察本部捜査第一課）</li> <li>・性犯罪被害者用の「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（警察本部広報課、警察本部生活安全企画課、警察本部捜査第一課）</li> <li>・交番等における女性警察官の効果的な運用（警察本部地域課）</li> <li>・「性犯罪被害110番」等の相談電話や相談窓口における相談活動の推進（警察本部広報課）</li> <li>・犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の適切な運用（警察本部広報課）</li> </ul>
<p><b>(タ) 高齢者虐待対応のための体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待への対応力向上のため、虐待対応窓口となる市町村や地域包括支援センター職員に対する研修の充実・強化（高齢者福祉課）</li> </ul>
<p><b>(ニ) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実（生徒指導推進室）</li> <li>・必要に応じ、児童相談所にて、心理ケアの実施（こども子育て支援課）</li> </ul>

<b>(ヌ) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集の実施(警察本部広報課)</li> <li>・関係機関と連携した遺族等への適切な支援実施(警察本部広報課、警察本部関係各課)</li> </ul>
<b>(ネ) 県民相談等における相談</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活・男女共同参画プラザにおける県民相談の充実・強化(県民生活・男女共同参画課)</li> </ul>
<b>(ノ) 消費生活に関する相談・支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活・男女共同参画プラザにおいて、消費生活相談を受け付け、解決に向けた助言等の実施(県民生活・男女共同参画課)</li> </ul>

**ウ 研修の充実と人材の養成等（基本法第21条関係）**

施策項目
具体的取組
<b>(ア) 民生委員・児童委員に対する研修</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員に対し、犯罪被害者等の人権に配慮した適切な対応が行われるよう研修の実施（地域福祉推進室）</li> </ul>
<b>(イ) 医療関係者に対する研修等の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護師等の医療関係者を対象に、性犯罪・性暴力被害者支援のための研修の実施（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<b>(ウ) 性暴力・性犯罪対策支援員の研修等の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力・性犯罪対策の支援員の研修等の実施(県民生活・男女共同参画課)</li> </ul>
<b>(エ) 障がい者虐待防止等のための体制の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターの設置、研修会の実施(障害福祉課)</li> </ul>
<b>(オ) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等児童相談関係職員及び児童福祉施設基幹的職員研修の実施(こども子育て支援課)</li> </ul>
<b>(カ) 婦人相談員・相談員に対する研修の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村等のDV被害者支援に携わる職員を対象とした専門研修の実施(県民生活・男女共同参画課)</li> <li>・配偶者暴力相談支援センター相談員を対象にスーパービジョン及びストレスケアの実施(県民生活・男女共同参画課・こども子育て支援課)</li> </ul>

**エ 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）**

施策項目
具体的取組
<b>(ア) 民間の団体への支援の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実（警察本部広報課）</li> <li>・民間の団体に関する広報等（警察本部広報課）</li> </ul>
<b>(イ) 民間の団体との連携・協力の強化、犯罪被害者等早期支援団体に対する指導等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の団体との連携・協力の強化（警察本部広報課）</li> <li>・犯罪被害者等早期援助団体に対する指導（警察本部広報課）</li> <li>・犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の適切な運用（警察本部広報課）</li> </ul>
<b>(ウ) 特定非営利活動法人促進法（NPO法）の適切な運用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動促進法に基づき、犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対する同法の適切な運用(県民生活・男女共同参画課)</li> </ul>

(4) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

施策項目
具体的取組
<p><b>(ア) 学校における犯罪防止教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校における生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育の推進（義務教育課、特別支援教育課、高校教育課）</li> </ul>
<p><b>(イ) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大分県人権教育推進計画（改定版）に基づき、犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の一層の推進（人権・同和教育課）</li> </ul>
<p><b>(ウ) 中学生・高校生・大学生を対象とした「デートDV防止セミナー」の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学生や高校生等正を対象にしたデートDV防止に向けた「デートDV防止セミナー」の実施（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<p><b>(エ) 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた取組の推進（警察本部広報課）</li> <li>中学・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等（警察本部広報課）</li> </ul>
<p><b>(オ) 犯罪被害者等支援についての県民の理解増進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民を対象に犯罪被害者等支援をテーマとした講座を開設し、県民の理解を増進（社会教育課）</li> <li>大分県人権尊重施策基本方針に基づき、犯罪被害者やその家族の人権問題について、大分県人権情報プラザやパンフレットにより周知（人権・同和対策課）</li> <li>性暴力・性犯罪対策ワンストップセンター周知のための広報の実施（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>
<p><b>(カ) 犯罪被害者等施策に関係する集中的な広報啓発事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者講演会の開催、犯罪被害者週間期間の街頭啓発（警察本部広報課）</li> <li>「児童虐待防止推進月間」（11月）に集中的な広報・啓発活動の実施（こども子育て支援課）</li> <li>「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV・性犯罪・ストーカーなど女性に対する暴力を根絶するための広報啓発活動の実施（県民生活・男女共同参画課）</li> </ul>